

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次の指名停止について公表します。

1.指名停止する有資格者

（株）トーニチコンサルタント
（東京都渋谷区本町一丁目 1 3 番 3 号）

2.指名停止措置の期間

1 箇月（令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）～令和 8 年 3 月 26 日（木曜日））

3.指名停止措置の理由

（株）トーニチコンサルタントは、特定地方公共団体等が競争入札等により発注する特定跨線橋点検等業務に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和 7 年 12 月 19 日に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、要綱別表第 2 第 5 項に規定する「市外における有資格者の業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、本市契約の相手方として不適當であると認められるとき。」に該当する。